

(ご提出用)

360度カメラ撮影にかかる撮影申込書 兼 誓約書

求人募集サービスの利用、あるいは面接会・説明会等イベント参加にあたり、当社を周知広報するため社内の様子について貴所及び大阪労働局による撮影、並びに撮影した画像及び動画の編集を依頼します。
なお本依頼に当たり、当社は以下の各事項を十分に理解し、遵守することを誓約いたします。

1. 誓約事項

- (1) 当社は取材、撮影その他映像等の作成に必要な協力を無償で行います。
- (2) 撮影にあたっては、当社の機密情報、第三者の著作物その他不適切なものが映り込まないように撮影場所を整備します。
- (3) 撮影又は編集後の画像及び動画（以下「本映像等」といいます。）について確認依頼を受けた場合、指定された期日までに確認します。
なお、指定された期日までに確認を行わない場合、公開が出来なくなることを承諾します。
- (4) 万が一、本映像等に関し第三者との間で紛争が発生した場合には、当社の責任及び費用負担において解決いたします。

2. 確認事項

当社は以下の事項について説明を受け、確認いたしました。

- (1) 取材、撮影その他について貴所及び大阪労働局に報酬その他金銭を請求することはできないこと。
- (2) 当社の都合での本映像等の撮り直しは、貴所及び大阪労働局の同意がない限り行われえないこと。
- (3) 本映像等の著作権は貴所及び大阪労働局に帰属すること。
- (4) 本映像等、二次元バーコードは当社が使用・複製・複写することはできないこと。
- (5) 360度カメラに係るサービスを提供する企業の都合、大阪労働局の判断、又はその他の理由で予告なく当サービスの利用ができなくなる可能性があること。

画像及び動画の使用条件等に関する同意について

- (1) 本映像等は、以下の用途で使用されます。
 - ① 求職者等に対して貴事業所を周知広報するための資料（リーフレット等の印刷物としての配布、ポスターとしての掲示、公共職業安定所内での放映等、インターネット上での公開等）として使用されます。
 - ② 大阪労働局、各ハローワーク（公共職業安定所）が制作するWEBサイト、冊子、リーフレット等における公共職業安定所サービス事例としての周知・広報活動及び各種施策等において使用されることがあります。
 - ③ 周知広報用として①により広く頒布した資料及び②により周知等に使用された資料については、第三者が複製等を行う可能性があります。
- (2) 上記 (1)①による周知広報期間は、面接会・説明会等へ参加の場合は開催前～終了まで、その他の場合は求人の有効期限内掲載（最大1年間）に限ります。

記入日 _____ : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名 _____ :

代表者名または責任者名 _____ :

360度カメラ撮影にかかる撮影申込書 兼 誓約書

求人募集サービスの利用、あるいは面接会・説明会等イベント参加にあたり、当社を周知広報するため社内の様子について貴所及び大阪労働局による撮影、並びに撮影した画像及び動画の編集を依頼します。なお本依頼に当たり、当社は以下の各事項を十分に理解し、遵守することを誓約いたします。

1. 誓約事項

- (1) 当社は取材、撮影その他映像等の作成に必要な協力を無償で行います。
- (2) 撮影にあたっては、当社の機密情報、第三者の著作物その他不適切なものが映り込まないように撮影場所を整備します。
- (3) 撮影又は編集後の画像及び動画（以下「本映像等」といいます。）について確認依頼を受けた場合、指定された期日までに確認します。
なお、指定された期日までに確認を行わない場合、公開が出来なくなることを承諾します。
- (4) 万が一、本映像等に関し第三者との間で紛争が発生した場合には、当社の責任及び費用負担において解決いたします。

2. 確認事項

当社は以下の事項について説明を受け、確認いたしました。

- (1) 取材、撮影その他について貴所及び大阪労働局に報酬その他金銭を請求することはできないこと。
- (2) 当社の都合での本映像等の撮り直しは、貴所及び大阪労働局の同意がない限り行われえないこと。
- (3) 本映像等の著作権は貴所及び大阪労働局に帰属すること。
- (4) 本映像等、二次元バーコードは当社が使用・複製・複写することはできないこと。
- (5) 360度カメラに係るサービスを提供する企業の都合、大阪労働局の判断、又はその他の理由で予告なく当サービスの利用ができなくなる可能性があること。

画像及び動画の使用条件等に関する同意について

- (1) 本映像等は、以下の用途で使用されます。
 - ① 求職者等に対して貴事業所を周知広報するための資料（リーフレット等の印刷物としての配布、ポスターとしての掲示、公共職業安定所内での放映等、インターネット上での公開等）として使用されます。
 - ② 大阪労働局、各ハローワーク（公共職業安定所）が制作するWEBサイト、冊子、リーフレット等における公共職業安定所サービス事例としての周知・広報活動及び各種施策等において使用されることがあります。
 - ③ 周知広報用として①により広く頒布した資料及び②により周知等に使用された資料については、第三者が複製等を行う可能性があります。
- (2) 上記 (1)①による周知広報期間は、面接会・説明会等へ参加の場合は開催前～終了まで、その他の場合は求人の有効期限内掲載（最大1年間）に限ります。

記入日 _____ : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名 _____ :

代表者名または責任者名 _____ :